

令和 7 年度

第 2 回 定期監査の結果に関する報告

（ 監査期間：令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 11 月 27 日まで ）

文化スポーツ観光部
環 境 部
都 市 構 想 部
農 業 委 員 会 事 務 局

令和 7（2025）年 11 月 27 日提出

郡 山 市 監 査 委 員

7 郡監査第839号
令和 7 (2025) 年11月 27 日

郡山市議会議長
郡山市長
郡山市農業委員会

郡山市監査委員	相 樂 靖 久
郡山市監査委員	三 部 夕 貴
郡山市監査委員	廣 田 耕 一
郡山市監査委員	山 根 悟

令和 7 年度第 2 回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、
同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和7年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
6 監 査 委 員 の 除 斥	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 契約事務について	3

令和7年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

第1 準 拠 基 準

郡山市監査基準

第2 監 査 の 概 要

1 監 査 の 種 類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監 査 の 対 象

(1) 対 象 範 囲

令和7年4月1日から令和7年7月31日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対 象 部 局

ア 文化スポーツ観光部

文 化 振 興 課	ス ポ ー ツ 振 興 課	観 光 政 策 課	歴 史 情 報 博 物 館
-----------	---------------	-----------	---------------

イ 環境部

環 境 政 策 課	東 山 悠 苑	東山霊園管理事務所	5 R 推 進 課
資 源 循 環 課	富久山クリーンセンター	河内クリーンセンター	環 境 保 全 セ ン タ ー

ウ 都市構想部

都 市 政 策 課	総 合 交 通 政 策 課	区 画 整 理 課	公 園 緑 地 課
開 発 建 築 法 務 課			

エ 農業委員会事務局

3 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の日程及び実施場所

- (1) 日程

令和7年8月1日から令和7年11月27日まで

- (2) 実施場所

監査委員室

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和7年11月27日

6 監査委員の除斥

監査の実施に当たり、文化スポーツ観光部のうちスポーツ振興課所管の事務について、地方自治法第199条の2の規定に基づき、相樂靖久監査委員を除斥した。

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織及び運営の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり**改善を要する事項（指摘事項）**があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 調定事務

納期限の指定をせず、納入通知書を発行しているものがあった。

歳入を収入するときは、収入権者は、地方自治法施行令第154条第3項の規定により、納入義務者に対し、所要事項を記載した納入通知書で通知しなければならないが、当該納入通知書に記載する納期限は、郡山市財務規則第35条第4号に掲げる区分により指定しなければならないが、納期限の指定をせず納入通知書を発行しているものがあった。

区画整理課

(2) 現金取扱事務

ア 保管期限を超えて現金を保管しているものがあった。

使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については、郡山市財務規則第48条第5項の規定により、収納した日の属する月の末日まで保管することができるが、保管期限を超えて保管しているものがあった。

スポーツ振興課

イ 現金等出納簿に収納金の受払いを記載していないものがあった。

現金を収納し保管する際は、郡山市財務規則第48条第6項及び第142条の規定により、現金等出納簿等を整理しなければならないが、現金等出納簿に収納金の受払いを記載していないものがあった。

都市政策課

2 契約事務について

(1) 契約締結事務

不備のある契約書で契約を締結しているものがあった。

契約書は、郡山市契約規則第3条第2項の規定により、必要な関係書類を添えたものでなければならないが、業務内容を定めるために必要な仕様書の一部が添付されていない等、不備のある契約書で契約を締結しているものがあった。

資源循環課